

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第500号）

〔職員氏名記載文書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年7月28日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った部分公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和6年3月22日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

すでに大阪府（知事）から公文書として公開された判決書のうち、判決書2頁の「1事案の要旨」が「本件は、被告職員である原告が、被告の公益通報制度を利用するため、通報窓口である被告のコンプライアンス委員に電子メールで公益通報したところ、同委員が原告通報メールの記載のうち原告の氏名等通報者個人が特定される情報を秘匿処理した上で、被告総務部法務課に転送したところ、そこに秘匿処理される前の原告通報メールの内容が記載されたHTMLファイルが添付されており、同課から関係部局を通じて当時の原告の所属先へと本件ファイルが添付された電子メールが順次転送され、」で始まるものについて、

- （1）当該文書が公開された際の「（部分）公開決定通知書」
- （2）上記（1）にかかる「行政文書公開請求書」

- 2 令和6年4月5日、実施機関は、本件請求のうち上記（1）及び（2）に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）として下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする決定（以下「本件決定」という。）を行い、下記（3）のとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

- （1）本件行政文書

部分公開決定通知書及び行政文書公開請求書

- （2）公開しないことと決定した部分

部分公開決定通知書の名宛人の氏名及び弁明書を第三者に誤送付したとされている職員の氏名並びに公開請求者の氏名、住所又は居所及び連絡先

- （3）公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書の非公開決定部分には、部分公開決定通知書の名宛人の氏名及び弁明書を第三者に誤送付したとされている職員の氏名並びに公開請求者の氏名、住所又は居所及び連絡先が記録されており、これらは個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家

族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに該当する。

- 3 令和6年4月12日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

適切な文書を公開すること。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

弁明書を誤送付した職員の氏名は、職務上の公的情報であつて個人情報では無い。したがって条例第9条第1号を適用するのは失当。

- 2 反論書における主張

職員の氏名はあくまで公務上便宜的に職員を識別している記号にすぎないのであつて、個人識別情報ではない。

また、処分庁は、当該記載が「請求を行ったものが誤送付した職員として記載したもの」であつて職務上記載したものではない点から言っても非公開情報に該当する旨主張するが、むしろそうなのであれば、単に請求者が誤送付の真偽に関係なくそうした記載をしている事実が判明するに過ぎないものであつて、公文書上は当該職員が本当に誤送付をしたのかどうか何ら判然としないのであるから、公開が妥当であるとの審査請求人主張がむしろ強化された。

よって当該箇所は公開が相当である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 弁明書における主張

- (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

- (2) 弁明の理由

- ア 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求の理由について、「弁明書を誤送付した職員の氏名は、職務上の公的情報であつて個人情報では無い。したがって条例第9条第1号を適用するのは失当。」としている。

- イ 条例の定め等

条例第9条は、柱書にて、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録

されている行政文書を公開してはならない。」と規定し、同条第1号にて、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

そして、条例の解釈運用基準によると、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とは、「一般に社会通念上、他人に知られることを望まないもの」とされている。

ウ 実施機関の主張

本件行政文書には、職員の氏名が記載されているが、この情報は、個人識別情報に該当する。

そして、本件行政文書には、弁明書を第三者に誤送付したとされている職員の氏名が記載されているが、この情報は、人の評価、処分、名誉感情等に関する情報であって、公務員であるか否かにかかわらず、「一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないもの」に該当する。

したがって、当該職員の氏名は、条例第9条第1号に定める、個人識別情報のうち、「一般に他人知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。

念のために付言すると、本件対象文書中の当該職員の氏名は、当該行政文書公開請求書については、同請求を行った者が誤送付した職員として記載したものであり、公務員が職務上記載したものではなく、当該部分公開決定通知書については、同請求を受けて転記されたものにすぎない。この点からも、当該職員の氏名は、行政文書の決裁者等の氏名と異なり、「一般に他人知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。

よって、条例第9条第1号を適用するのは失当であるとする、審査請求人の主張に理由はない。

（3）結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、

個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件審査の対象について

審査請求書及び反論書の記載から、審査請求人の本件決定に対する不服は、本件決定のうち弁明書を誤送付したとされている職員の氏名に関する項目を非公開としたことにあると解されることから、以下この点についてのみ検討する。

3 本件決定の妥当性について

本件決定において実施機関が「公開しないことと決定した部分」のうち審査請求人が公開すべきと主張する部分について、実施機関は、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当であると主張することから、以下のとおり検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

- ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であつて（要件1）、
- イ 特定の個人が識別され得るもののうち（要件2）、
- ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（要件3）

が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

大阪府情報公開条例解釈運用基準において「一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することができる情報の一つとして「公務員の職務に関連する情報」があり、具体例として、起案者名、決裁者名、旅行命令簿・復命書の出張者名、決裁印が記載されている。

一方で本条は、個人の尊厳の確保、基本的人権の尊重のため、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないとの趣旨により規定されているところ、プライバシーは、一旦侵害されると、当該個人に回復困難な損害を及ぼすことに留意すべきである以上、「公務員の職務に関連する情報」であっても、プライバシー性が強く要保護性が高い場合は、要件3に該当する。要保護性が高いかどうかについては、職務としての性質、公開の必要性、個人に関する情報としての要保護性等とを総合的に勘案して判断すべきである、とされている。

(2) 本件決定の妥当性について

本件行政文書のうち弁明書を誤送付したとされている職員の氏名について検討する。

職員の氏名は特定の個人を識別し得る情報であるといえることができるため、要件1及び要件2に該当するが、公務員の職務に関連する情報としての氏名は、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められないとして公開されている。しかしながら、仮にそのような誤送付があった場合、それは個人情報の漏えい等に該当し得るものであり、個人情報の漏えい等を行った職員は人事管理における措置等の検討の対象となり得るので、その氏名は庁内であっても共有される情報ではない。自身が個人情報の漏えい等を行った可能性のある職員として扱われるという事実は、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められることから、要件3に該当する。

以上により、弁明書を誤送付したとされている職員の氏名については、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮